

令和8年度滋賀県介護職員の宿舍施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、滋賀県地域医療介護総合確保基金を財源として、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とし、介護施設等の事業者が当該施設等に勤務する職員の宿舍を整備するための経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、介護人材（外国人を含む）を確保するため、介護施設等（定員規模は問わない）の事業者が当該介護施設に勤務する職員の宿舍を整備する事業とし、対象施設等および対象経費は別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付額)

第3条 この補助金の交付額の算定にあたっては、別表の第1欄に定める対象施設ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、補助金交付の内示後、知事が定める期日までに補助金等交付申請書（別紙様式第1号）を、知事に提出することにより行わなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分を変更する場合（軽微な変更を除く。）には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容のうち次の事項を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
 - ア 建物の規模および構造等の変更（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 施設定員
- (3) 補助事業を中止し、または廃止しようとする場合は、あらかじめ知事に報告して、その承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由および遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受

けなければならない。

- (5) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成28年10月24日厚生労働省告示第381号）に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、知事の承認を得なければならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。なお、この場合の収入額の算定については別途定める。
- (7) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別紙様式第5号）を知事に提出しなければならない。
なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方およびその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、補助金等を受けてはならない。
- (11) 補助事業者が補助事業を行うために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行うことに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- (12) 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿等を作成し、証拠書類とともに事業完了後、第5号に定める処分制限期間中保管しなければならない。
- (13) 補助事業者が（1）から（12）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

（契約手続）

第6条 補助事業者が行う施設整備に係る契約の手続については、県が行う契約手続の取扱いに準拠して実施しなければならない。また、同契約においては、一括下請負契約を認めてはならない。

2 前項に反する場合には、補助金の全部または一部を取り消すことがある。

（状況報告）

第7条 補助事業の遂行状況については、次により知事に報告しなければならない。

- (1) 補助事業者は、請負工事契約（入札）を実施しようとする場合、契約方法および入札参加業者事前報告書（別紙様式第2号の1）を入札実施の通知日の1週間前までに提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、請負工事契約を締結した場合、契約内容（入札結果）報告書（別紙様式第2号の2）を契約締結後、1週間以内に提出しなければならない。
- (3) 補助事業者は、工事に着手した場合、工事着工報告書（別紙様式第2号の3）を

工事着工の日から1週間以内に提出しなければならない。

- (4) 補助事業者は、工事進捗状況について、12月末現在の状況を工事進捗状況報告書（別紙様式第2号の4）により翌年の1月10日までに報告しなければならない。

（変更申請手続）

第8条 補助金の交付の申請をした者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合には、変更交付申請書（別紙様式第3号）を知事に提出するものとする。

（事業実績報告）

第9条 規則第12条に規定する補助金の事業実績報告書（別紙様式第4号）は、事業完了後1か月以内または、補助金交付決定の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 この補助金は、精算払いの方法で交付するものとする。

（標準事務処理期間）

第11条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条に規定する補助金の交付決定は、第4条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 規則第8条に規定する補助金の変更申請の決定は、第8条の規定による変更申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (3) 規則第13条に規定する実績報告に伴う額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第12条 第4条の規定に基づく交付申請、第5条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告、第7条の規定に基づく状況報告、第8条の規定に基づく変更申請および第9条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（実施細目）

第13条 知事は、規則またはこの要綱に定めるほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金に適用する。

別表

1 対象施設	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
(1)特別養護老人ホーム (2)介護老人保健施設 (3)介護医療院 (4)特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス (5)認知症高齢者グループホーム (6)小規模多機能型居宅介護事業所 (7)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (8)看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9)介護付きホーム(有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	1の対象施設に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡以下 ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1 / 3	特別養護老人ホーム等の職員の宿舍の整備(宿舍の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費または工事請負費および工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費および分担金および適当と認められる購入費等を含む。